議案第２４号

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４６年上越市条例第７６号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

国際交流員	月　３００，０００円以内

別表備考中「外国語指導助手」の次に「及び国際交流員」を、「月額が」の次に「それぞれ」を加える。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。